

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8085

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月15日から同年9月1日まで

私は、昭和30年6月にB社（現在は、C社）に入社して以来、途中会社組織の変更はあったが、51年12月に退社するまで継続して勤務しており、厚生年金保険の記録が無い期間があることに納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社及びグループ会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、申立人と同様にB社からA社に異動した同僚について、同社を合併したB社の後継会社であるC社は、「昭和36年7月14日までB社で勤務していた。」と回答していることから、昭和36年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年9月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成15年3月から18年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年3月から16年11月までは26万円、同年12月から17年7月までは30万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は34万円、18年1月から同年8月までは30万円に訂正する必要がある。

また、申立人の、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成15年3月から19年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は4,000円、申立期間③は1万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月から19年3月まで  
② 平成15年7月25日  
③ 平成15年12月25日

A社（現在は、B社）で勤務していた時の標準報酬月額の記録が当時支給された給与より著しく低い額になっている。

また、平成15年分について、賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずだが記録が無い。

申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年12月から18年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書及び課税庁から提出された平成17年度から19年度までの課税資料により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15年12月から16年11月までは26万円、同年12月から17年7月までは30万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は34万円、18年1月から同年8月までは30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成15年5月から同年11月までの期間について、C金融機関から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成15年3月及び同年4月について、雇用保険の記録により、資格取得時の賃金が26万円であることが確認できること、及び申立人と同時期にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚二人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成15年3月から18年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から回答は得られないが、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年5月11日付けで32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、課税庁から提出された平成19年度及び20年度の課税資料により、当該期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から回答は得られないが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月について、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、前記「お取引明細表」においても、当該期間に係る給与の振込額を確認できない上、上記のとおり、B社から回答が得られないことから、当該期間における申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、前記「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、5万円及び21万1,000円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、4,000円及び1万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前記「お取引明細表」及び同僚の給与明細書において推認できる保険料控除額から申立期間②は4,000円、申立期間③は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、B社から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月31日から同年4月1日まで  
A法人に平成21年3月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賃金台帳、給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、平成21年3月31日まで同法人に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録は、A社から関連会社のB社に異動となった際に1か月間の空白期間がある。調査して申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにB社から提出された平成15年分所得税源泉徴収簿、給与原票及び社会保険記録表により、申立人がA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成15年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された平成15年分所得税源泉徴収簿及び給与原票の給与支給額並びに厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月13日  
② 平成22年12月15日

申立期間について、A法人から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録には賞与の記録が無い。調査して当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与明細書、所得税源泉徴収簿及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は48万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「賞与の届出を忘れていた。」と回答していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8090

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支所における資格取得日は昭和20年12月21日、資格喪失日は25年9月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月21日から25年9月24日まで

年金事務所から、夫の新たな年金記録が判明したが、国(厚生労働省)の記録では、A事業所B支所の資格取得日が昭和20年12月21日と記録されているものの、資格喪失日の記録が不明との回答をもらった。家の中を探したら、25年9月23日まで勤務していたことが確認できる書類が出てきたので、年金記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和20年12月21日に厚生年金保険の資格を取得している記録から24年1月1日に随時改定が行われた記録までが確認できるものの、資格喪失に係る記載が無い。

しかしながら、申立人から提出されたC事業所に係る辞令により、申立人は同事業所に昭和25年9月23日まで勤務していたことが認められる。

また、C事業所の資料により、A事業所B支所は、昭和23年2月20日に廃止され、同日に発足したC事業所D支所に業務を継承していることが確認できる。申立期間において同事業所D支所としては厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、A事業所B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における複数の者について同事業所廃止後の日付で随時改定の記録が確認できることから判断すると、申立期間において、C事業所D支所の従業員は

A事業所B支所において被保険者となっていたことがうかがえる。

さらに、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年1月1日に随時改定が行われた被保険者が多数確認できるところ、これらの者については、いずれも資格喪失日の記載が無く、日本年金機構はこれらの理由について資料が無く不明と回答しており、社会保険事務所（当時）においてA事業所B支所に係る被保険者の記録が適切に管理されていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所B支所における資格取得日は昭和20年12月21日、資格喪失日は25年9月24日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 中部（富山）厚生年金 事案 8091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②及び③は15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳並びに申立人から提出された預金通帳及び預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②及び③は15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8092

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成22年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年10月から23年1月までの標準報酬月額に係る記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成22年9月から23年1月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年5月から同年8月までについて、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月から23年8月まで  
申立期間について、記録されている標準報酬月額が給料明細書の保険料控除に見合う標準報酬月額と相違しているため、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年9月から23年8月までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成22年9月から23年4月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月から同年8月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成22年9月については、A社及び申立人から提出された給料明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成22年10月から23年1月までについては、上記給料明細書により、申立人は、当該期間において、18万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成22年9月から23年1月までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を届け出たことを認めている上、A社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が当該期間の標準報酬月額を16万円として届け出たことが確認できることから、年金事務所は、当該報酬月額（17万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成23年2月から同年4月までについては、上記給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、平成23年5月から同年8月までに係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、16万円と記録されている。

しかし、上記給料明細書によると、当該期間の標準報酬月額の変動又は改定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成23年5月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

私が20歳（昭和63年\*月）になった頃、A市役所で母親が当時大学生だった私の国民年金の任意加入手続を行い、大学を卒業する平成3年3月まで国民年金保険料を納付してくれていた。妹に確認したところ、妹は大学生だった20歳の時に国民年金に任意加入して、卒業まで保険料は納付済みとなっている。母親が妹の保険料を納付して、姉である私の保険料を納付しなかったとは思えない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳になった頃、A市役所で申立人の国民年金の任意加入手続を行い、その後は送られてくる納付書により近隣の郵便局で定期的に保険料を納付していたとしているものの、年金手帳の受領の有無、保険料の具体的な納付金額及び納付周期までは覚えていないとしており、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が作成・送付されたとは考え難く、母親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「妹は、大学生だった20歳の時に国民年金に任意加入して、卒業まで国民年金保険料は納付済みとなっている。母親が妹の保険料を納



付して、姉である私の保険料を納付しなかったとは思えない。」と主張しているものの、妹が任意加入した時期は、学生が国民年金の強制適用となる平成3年4月1日の\*か月前であり、状況が同じとは言えない上、20歳到達時は大学生であったとする申立人の姉も、申立人と同様に任意加入対象者であった期間中に国民年金加入手続が行われた形跡が無いことを考え合わせると、妹の保険料納付記録をもって、母親が申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市及びB市C区においても、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3639

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から49年3月まで

将来に不安を感じていた私は、父親の勧めもあって、A市B区への転居(昭和43年11月)を契機に、同区C支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を毎月納付していた。保険料は、同年11月は230円ぐらいで、少しずつ金額が上がっていき、49年3月頃には450円又は480円ぐらいだったと思う。保険料を納付した際には、国民年金手帳に区名と日付の入った印を押してもらっていた。その手帳は無くしてしまったため、納付を証明できるものは何も無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月にA市B区に転居したことを契機に同区C支所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月同区同支所で納付していたと主張している。しかしながら、同市によると、当時の保険料の納付方法は、通常は集金人(国民年金推進員)による3か月ごとの集金であり、支所の窓口において毎月保険料を持参する方法は、何らかの理由がなければ行わなかったとしており、65か月に及ぶ申立期間において例外的な納付方法が継続して行われたとは考え難い。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月頃に払い出されたものと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は申立期間後に居住したD市において初めて行われ、この加入手続の際に、同年10月21日(厚生年金保険被保険者資格を

喪失した日)に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、D市の国民年金被保険者名簿において、申立人が上記の加入手続時期(昭和57年11月頃)に新規加入被保険者として資格を取得している記録は確認できるものの、紙台帳検索システムにおいて、申立人が申立期間当時に居住していたA市で国民年金に加入していたことがうかがえる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで

私たち夫婦は、時期はよく覚えていないが、テレビで国民年金保険料の未納分を納付できると放映されたことを契機として、A市B区役所の窓口にご相談に行った。その際、その時点で保険料が未納とされていた期間の納付額（一人当たり10数万円）を算出してもらい、後日、夫婦二人分のその保険料納付額に相当する金額を同窓口で納付した後、職員（相談時の担当者）にもう未納が無いことを確認した。その中には、C市に住んでいた頃に納付できなかった保険料も含まれており、これで年金については、未納とされていた保険料を全て納付したものだと思い安心していた。それにもかかわらず、最近届いた年金のお知らせでは、申立期間の保険料が未納とされている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区役所の窓口で、申立期間を含め未納とされていた全ての国民年金保険料として、一人当たり10数万円を夫婦二人分納付したので、国民年金被保険者期間に保険料の未納は無いはずであり、同市同区で国民年金保険料を納付したのは1回限りで、その後、保険料を納付した記憶は無いとしているところ、公簿によると、申立人夫婦は昭和63年5月20日に同市同区に転入していることが確認でき、オンライン記録によると、申立人夫婦が、同市同区に転入後、保険料を納付する義務がある第1号被保険者期間は、平成7年12月から8年7月までの期間であった。申立人夫婦は共に、7年12月から8年3月までの保険料は、9年4月23日に社会保険事務所（当時）が取り扱う過年度保険料として、8年4月から同年7月までの保険料は9年3月26日に区

役所が取り扱う現年度保険料として、それぞれ遡って納付されていることが確認できる。このことから、申立人夫婦が同市同区に相談に行ったとするのは、区役所に現年度保険料を納付した同年3月26日の直前の頃であったと考えられる。

また、申立人夫婦の転入時期（昭和63年5月20日）を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市によると、区役所の窓口では過年度保険料を収納することができなかったとしており、申立人夫婦は前述の保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性も否定できない上、前述の保険料納付時期（平成9年3月及び同年4月）においては、申立期間の保険料は、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿においては申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無い上、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで

私たち夫婦は、時期はよく覚えていないが、テレビで国民年金保険料の未納分を納付できると放映されたことを契機として、A市B区役所の窓口にご相談に行った。その際、その時点で保険料が未納とされていた期間の納付額（一人当たり10数万円）を算出してもらい、後日、夫婦二人分のその保険料納付額に相当する金額を同窓口で納付した後、職員（相談時の担当者）にもう未納が無いことを確認した。その中には、C市に住んでいた頃に納付できなかった保険料も含まれており、これで年金については、未納とされていた保険料を全て納付したものだと思い安心していた。それにもかかわらず、最近届いた年金のお知らせでは、申立期間の保険料が未納とされている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区役所の窓口で、申立期間を含め未納とされていた全ての国民年金保険料として、一人当たり10数万円を夫婦二人分納付したので、国民年金被保険者期間に保険料の未納は無いはずであり、同市同区で国民年金保険料を納付したのは1回限りで、その後、保険料を納付した記憶は無いとしているところ、公簿によると、申立人夫婦は昭和63年5月20日に同市同区に転入していることが確認でき、オンライン記録によると、申立人夫婦が、同市同区に転入後、保険料を納付する義務がある第1号被保険者期間は、平成7年12月から8年7月までの期間であった。申立人夫婦は共に、7年12月から8年3月までの保険料は、9年4月23日に社会保険事務所（当時）が取り扱う過年度保険料として、8年4月から同年7月までの保険料は9年3月26日に区

役所が取り扱う現年度保険料として、それぞれ遡って納付されていることが確認できる。このことから、申立人夫婦が同市同区に相談に行ったとするのは、区役所に現年度保険料を納付した同年3月26日の直前の頃であったと考えられる。

また、申立人夫婦の転入時期（昭和63年5月20日）を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市によると、区役所の窓口では過年度保険料を収納することができなかったとしており、申立人夫婦は前述の保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性も否定できない上、前述の保険料納付時期（平成9年3月及び同年4月）においては、申立期間の保険料は、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿においては申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無い上、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から44年3月まで

私が20歳（昭和37年\*月）になった頃、両親がA市で私の国民年金加入手続きを行い、その後、私が結婚する45年12月頃まで、母親が毎月自宅に訪れる集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずなので申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳（昭和37年\*月）になった頃、両親が国民年金加入手続きを行い、その後、結婚する45年12月頃まで、母親が毎月自宅に訪れる集金人に国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年11月11日にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を37年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述の加入手続き時期（昭和44年11月）を基準とすると、申立期間のうち、37年5月から42年9月までの国民年金保険料については既に2年の時効が成立しているため、保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、同年10月から44年3月までの保険料については過年度保険料とし



て納付することは可能であったものの、申立人は、自身の保険料を納付してくれていたとする母親から、遡って保険料を納付したことや、まとめて納付したことを聞いた覚えは無いとしていることから、母親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無く、これらの記録とオンライン記録は一致しており不自然な点は見受けられない。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（岐阜）国民年金 事案 3643

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

私は、婚姻し仕事を辞めた後も、ずっと国民年金に加入しており、国民年金保険料は、夫が毎月、勤務先の金融機関で納付していた。昭和61年4月から第3号被保険者になる時は、もう個人で保険料を納付しなくてもいいと分かり、本当にうれしく思ったことを今でもはっきり覚えている。ずっと保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、夫が毎月、勤務先の金融機関で納付していたとしており、申立人の夫も同様の証言をしているが、申立期間当時のA市における保険料収納は原則として2か月単位である上、申立人に係る同市の国民年金印紙検認状況表によると、申立期間前の昭和55年度及び56年度については、それぞれ1年分の保険料を前納していることが確認できることなどから、毎月保険料を納付していたとする申立人及びその夫の記憶は明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、ずっと国民年金に加入しており、途中でやめる手続などをした覚えは全く無いとしているものの、i) 国民年金被保険者台帳によると、昭和57年5月の欄には「喪失」のゴム印が押され、喪失年月日欄に「57. 5. 26」と記載されていること、ii) A市の申立人に係る昭和57年度の国民年金印紙検認状況表の異動理由欄には、「ソウシツ 57. 5. 26」と記載されていること、iii) 同市の国民年金被保険者名簿には、申立人が57年5月26日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、その後、61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得したとの記載があることが確認できることから、申

立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入期間に対して納付書が作成・送付されたとは考え難く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 26 日から同年 12 月までのうちの 2 か月間

私は、A社に2か月間勤務し、営業担当で毎月手取り 20 万円ほどの給与があった。調査の上、勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の職場の状況及び担当業務について詳細に記憶しており、その内容がA社の事業主の妻の証言内容とおおむね符合していることから判断して、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録により、A社は、平成元年1月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、前述の事業主の妻は、「私は、A社が平成元年に厚生年金保険の適用事業所になった時に厚生年金保険に加入したが、それ以前は国民年金であった。」と証言している上、事業主の妻及びA社が適用事業所となった平成元年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人についても、当該被保険者資格を取得する直前は国民年金に加入し、昭和63年12月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間の保険料については、申請により全額免除とされていることが

確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8095

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成元年 7 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額の記録が低額となっているが、標準報酬月額が大きく変動することは無かったと思う。申立期間の記録が低額なのは、社会保険事務所（当時）が正しい加減に処理したのが原因ではないかと思うので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（昭和63年12月から平成元年11月まで）から算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と一致する上、申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及訂正されるなどの不自然な事務処理は認められない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人自身も、「当時、私が社会保険の事務処理を行っていた。」と述べているところ、申立人は賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、前述のとおり、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役として社会保険に係る事務に関与していたことを認めている。

したがって、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月20日から同年9月5日まで  
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には平成7年5月末日まで勤務していたので、資格喪失日を、65歳喪失である6年\*月\*日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所が作成した人事記録において、申立人の顧問期間が平成7年5月31日に終了した旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「顧問としては平成7年5月31日までの契約があったが、申立期間に係る保険料を控除したかは不明である。」と回答している。

また、A事業所から提出された「退職するに当たり下記のとおり報告いたします。」と書かれた資料には、申立人の退職日は平成6年5月19日と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所が加入するB厚生年金基金及びC健康保険組合は、申立人の同基金又は同組合における資格喪失日は平成6年5月20日と回答しており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

加えて、C健康保険組合は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成6年5月20日から8年5月19日までの期間については、同組合の健康保険任意継続被保険者と記録されていると回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



中部（愛知）厚生年金 事案 8097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月  
申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年の賃金台帳により、申立期間に係る賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された「平成17年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額から、前職分の給与総額を差し引いた金額は、上記賃金台帳の支給額合計に一致しており、申立期間に係る賞与額が含まれていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8098（愛知厚生年金事案 438 及び 6984 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月頃から 38 年 8 月頃まで

私は、申立期間にA社に勤務していたのは間違いないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言により、勤務した期間は定かではないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 同社は、申立期間後の昭和39年12月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 申立人と同日に入社したとする同僚も、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどにより、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成20年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から「申立期間にA社に勤務していたのは間違いなく、社会保険に加入している会社を選んで就職していたので、前回の審議の結果に納得できない。」として、再度の申立てがあったが、オンライン記録により、A社において被保険者記録が確認できる者は、全員、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年12月9日以降に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうち、所在が判明した複数の同僚に聴取しても、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので調査してほしい。」と主張し、再度の申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな資料の提出は無く、改めてA社の厚生年金保険の取扱いについて調査したが、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（富山）厚生年金 事案 8099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から同年11月1日まで  
② 昭和29年5月20日から30年8月1日まで  
③ 昭和32年6月20日から34年6月20日まで

申立期間①及び②についてはA社で、申立期間③についてはB事業所で働いていたが、いずれも厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、また、勤務実態及び保険料控除について確認できる資料が無く不明。」と回答している上、当該期間に同社に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人の勤務期間について不明。」と証言しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②について、当該期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった10人の同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、8人の同僚について申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られ、このうち複数の同僚は、「A社に継続して勤務しており途中で辞めていない。」と証言していることから、同社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

申立期間③について、同僚の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B事業所の元事業主は、申立てに係る届出及び保険料控除について確認できる資料が無く不明としているため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同日にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し

ている同僚は、入社後すぐには厚生年金保険への加入は無かった旨証言していることから、当該期間当時、同事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8100

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 6 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 2 月 17 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 4 月 6 日から 38 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとして名前を挙げる同僚及び申立期間の全て又は一部において、A社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、「申立人のことは知っているが、詳細な勤務期間は記憶に無い。」と回答している。

また、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時のことを知る者もいないため、申立人について、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①について、当該期間にA社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚が、雇用保険の被保険者資格の取得後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したと記録されている上、昭和 31 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと記録されている同僚は、「私は学校を卒業して、すぐ就職したので昭和 31 年 3 月又は同年 4 月には就職していた。」と証言しており、当該期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から 34 年 10 月 20 日まで  
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 3 月 20 日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金が支給された記録となっているが、受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年9月15日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年6月13日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。